

# 地域活性化拠点再生構想（ふるさと交流館周辺）作成業務委託仕様書

## 1 業務名

地域活性化拠点再生構想（ふるさと交流館周辺）作成業務委託

## 2 事業の目的

本業務は、ふるさと交流館周辺について、目指すべき将来像を総合的かつ戦略的に検討する必要性を踏まえ、ふるさと交流館及びその周辺区域に必要な機能を、ソフト・ハードの両面から具体的に検討し、導入機能の整理と配置計画の具現化等を盛り込んだ、ふるさと交流館周辺の目指すべき地域活性化拠点再生構想（以下「再生構想」という。）を作成し、町民、議会及び各関係者への共通指針とすることを目的とする。

## 3 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月20日まで

## 4 業務内容

ふるさと交流館を中心とした周辺区域の将来像を検討するため、次に掲げる内容を踏まえ、再生構想を策定する。

### （1）現状整理等

既存資料や現地調査、関係者へのヒアリング等により、ふるさと交流館周辺を取り巻く一般動向、本町の特徴や立地の特性、周辺施設の状況、現状を踏まえた課題など、本町から提供するアンケート結果を踏まえたうえで、再生構想を立案するために必要な基礎情報を収集し、整理を行う。

### （2）ふるさと交流館周辺の将来像（ビジョン）の作成

現状整理等の結果を踏まえ、これからのふるさと交流館周辺環境が実現を目指す将来像として、本町の特性を踏まえた役割や位置付け、備えるべき機能や再整備のコンセプト、ブランド戦略等を踏まえた再生構想を検討・策定する。

### （3）ゾーニングプラン（配置計画）の作成

将来像の実現に向けた再整備の方向性として、施設の機能のあり方や、施設整備や運営管理に関する方針、事業行程等を検討し、ゾーニングプラン（配置計画）を作成する。

### （4）イメージパース作成

再生構想を反映したふるさと交流館周辺の姿に関するイメージパース（完成予想図等）を作成する。

（5）本仕様書は、本町が想定する最低限の業務の概要を示したものであり、受注事業者の提案内容を制限するものではない。決定した受注者の企画提案により調整する必要があるため、この事項を踏まえた上で最良の提案を行うこと。

## 5 業務対象区域

本業務の対象区域は、おおむね別紙の区域とする。なお、当該区域は、本町で想定している範囲であり、提案によっては範囲を広げることも可能とする。

## 6 成果品

- (1) 再生構想（将来ビジョン、配置計画を含む。）
- (2) 再生構想イメージパース図
- (3) 業務報告書の電子データを格納した電磁記録媒体
- (4) 本業務で作成した資料等のデータ

## 7 成果品の帰属等

本業務における成果については、全て本町に帰属するものであり、本町の承認を得ずに複製したり、他に公表してはならない。

また、履行に当たり、第三者の著作権等に抵触するものは、受託事業者の責任において処理するものとする。

## 8 その他

- (1) 受注者は、本業務に十分な経験と知識を有する者を配置すること。
- (2) 本業務の第3者への再委託は認めないこととする。
- (3) 事業者は、本業務に関して当町が提供した情報等を提案以外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講じることとする。
- (4) 業務委託を円滑かつ適正に進めるため、打合せ協議は、必要に応じてその都度行う。
- (5) 業務に必要な資料で、本町が所有している提供可能な資料については、貸与する。この場合、業務終了後、速やかに返却すること。
- (6) 本仕様書に明記のない事項、又は業務遂行に際して疑義が生じた場合は、本町担当者と協議の上、その指示に従うこと。

ふるさと交流館周辺区域のイメージ



ふるさと交流館